

書評 『西洋古典叢書 デモステネス弁論集』第1～4巻*

佐藤 昇

2013年、西洋史学会大会において古代史の小シンポジウムが催された。主題は、日本における西洋古代史研究の来し方と行く末であった。殊に西洋古代史は現代日本社会との接点がいかに了解しがたく、それ故いっそう社会の需要を喚起しづらい。関心を広く惹起することで問題の解消に繋がりはしまいか。そうした思いを抱いた者も少なからずいたようだ。京都大学学術出版会から刊行されている西洋古典叢書は、こうした問題に、なにがしかの手がかりを与えてくれるのかもしれない。

本書評の対象である『デモステネス弁論集』（以下、誤解のない限り『弁論集』と略記）も、同叢書を構成する1シリーズである。現在までに、第1巻（加来彰俊・北嶋美雪・杉山晃太郎・田中美知太郎・北野雅弘訳、第1～17弁論収録、2006年）、第2巻（木曾明子訳、第18、19弁論収録、2010年）、第3巻（北嶋美雪・杉山晃太郎・木曾明子訳、第20～22弁論収録、2004年）、第4巻（木曾明子・杉山晃太郎訳、第23～26弁論収録、2003年）が出版されている。しばしば「公的弁論」と呼ばれる、政治演説や国政に深く関わる裁判弁論が一通り出版されたことになる。今後、「私的弁論」と呼ばれる、主に私的な訴訟を扱った（実際には公的な問題に関連するものも含まれる）弁論が順次刊行される予定となっている。

古代ギリシア史研究に携わる研究者・教育者として、『デモステネス弁論集』をはじめとする弁論作品の邦訳出版は、教育、社会還元といった観点から、心より歓迎したい。弁論作品は欧米でも、とりわけ1980年代ごろから、よりいっそう注目を集めるようになったと見受けられる。前5世紀のペルシア戦争、アテナイの「帝国化」といった問題群に対する学術的関心が徐々に後退し始める一方、前4世紀のアテナイ民主政を支えた法制度やその運用、イデオロギー、広義の社会史（家族、経済、宗教）などへの関心が前面に押し出されるようになった。それ故、社会の多様な側面を照らし出す弁論作品は、主要史料として広い関心を集めたのだろう。その後、欧米における学術的関心も変化し、拡散していくが、弁論作品は、古典期アテナイ社会の実態やイデオロギーを探るに際し、今なお重要な史料であり続けている。

古典期アテナイの歴史社会に関心を寄せる学生、あるいは知的好奇心に溢れる一般の読者たちは、弁論史料が順次邦訳されることにより、自ら古典ギリシア語を読むには至らない場合であれ、（翻訳の特性や限界を弁えつつも）史料に即して思索を巡らせることが可能となった。学問の社会還元を考えたとき、大変重要なインフラが整備されつつあると言っても良い。我々は、これらがより広く、上手に活用される方策を考えるべき

* 本書評では、ギリシア語をカタカナ表記する際に、『デモステネス弁論集』と同じ原則を適用する。すなわち、アゴラなど慣用があるものを除き、固有名詞のみ音引きを省略する。各弁論の題名も同翻訳集に従う。なお、本書評の執筆にあたって、前澤伸行首都大学東京教授、橋場弦東京大学教授、柏達己氏（東京大学大学院）からお力添えをいただいた。また掲載にあたっては、『クリオ』編集部にも配慮していただいた。記して感謝したい。

なのかもしれない。

以上の観点から、本書評では、初めに (1) 出版後、すでに数年を経ていることに鑑みて、『弁論集』第1～4巻刊行前後に出版されたデモステネス関連の重要な研究を紹介し、読者に情報を提供することとしたい。続いて、(2) 『弁論集』の構成に関する私見を述べた上で、(3) 専門的術語に対する訳語について、評者なりの見解を述べ、最後に、(4) 訳文や作品解説に関して気づいた点を述べていくこととする。ただし、大部かつ重厚な翻訳でありながら、紙幅は限られている。いずれの項目も網羅的ではなく、例示的、断片的記述にならざるを得なかった。また、巻毎、訳者毎に書き方、誤記、誤訳の程度、歴史的制度等への配慮のあり方は大きく異なるが、本書評では敢えて、一つの巻や一つの弁論に偏重しないよう心がけた。予めご了解いただきたい。なお、本稿では、読者の混乱を回避するため、基本的に『弁論集』で採用された弁論題名と訳語を使用することとする。

1. デモステネスをめぐる近年の研究

『弁論集』の訳者たちは、欧米で出版された、信頼に足るテキスト、註釈書、専門研究を適宜参照していると言えるだろう。しかし、当然のことではあるが、その後も研究は進展しており、さまざまな研究、註釈が公表されている。ここでは、『弁論集』第1～4巻に収録された弁論に大きく関わるもので、教育、研究上、参考になると思われる文献を幾つか挙げておくこととしたい。なお、法廷弁論全般に関わる法制度研究に関しては、たとえば *Symposion: Vorträge zur griechischen und hellenistischen Rechtsgeschichte* シリーズをはじめ膨大な研究が発表されているが、これらについてはギリシア法制史家 I. Arnaoutoglou らが編集している、*NOMOI. A bibliographical web site for the study of ancient Greek law* (<http://www.sfu.ca/nomoi/> 2014年8月25日閲覧) に網羅されており、そちらを参照していただきたい¹。

第一に指摘すべきは、『弁論集』冒頭にも記されているように、Oxford Classical Text に収められている *Demosthenis Orationes* の版が改められたことであろう。20世紀初頭以来長らく親しまれてきた S. H. Butcher と W. Rennie による旧版 (1903-31年) に代わり、M. R. Dilts による校訂版が21世紀の初頭に発表された。第1～18弁論を収録した第1巻が2002年に出版されると、2005年に第2巻 (第19～24弁論)、2008年に第3巻 (第25～40弁論)、翌年に最終第4巻 (第41～61弁論) が公刊された。『弁論集』第3、4巻などは出版が早く、旧版を用いざるを得なかったため、テキスト校訂に関する新たな研究成果を反映することがかなわなかった。なお、改めて指摘するまでもなく、テキスト校訂、伝承に関する研究は今なお研究が継続され、新しい傾向の研究も発表されている。例えば、デモステネスに関するものとして、2011年の学会報告を元にした論集、J. Grusková und H. Bannert (Hg.) *Demosthenica libris manu scriptis tradita: Studien zur*

¹ 日本の一般読者にとって喜ばしいことに、当該期の裁判制度を伝える第一級史料、伝アリストテレス『アテナイ人の国制』の新邦訳が、つい先頃刊行された (橋場弦訳、『アリストテレス全集』19巻所収、岩波書店、2014年)。これには比較的詳細な註釈が施されており、近年の研究の成果が日本語でもある程度参照できるようになった。

Textüberlieferung des Corpus Demosthenicum, Wien, 2014 が刊行されている。

続いて、デモステネスに限らず、古代ギリシアの弁論について概観を得る、あるいは研究に着手しようとする場合には、テキサス大学出版から刊行されている古典ギリシア弁論英訳集 *The Oratory of Classical Greece* が、ある程度参考になるであろう。デモステネス弁論集については、第 23～26 弁論を収める予定の巻を除き、その他の全ての弁論、書簡が読み易い英語に訳された²。翻訳、註及び解説は、第 1～17 弁論を J. Trevett (2011 年)、第 18、19 弁論を H. Yunis (2005 年。この巻のみ、『弁論集』第 2 巻で参考文献に挙げられている)、第 20～22 弁論を E. M. Harris (2008 年) が担当している。訳注を手がけているのは、いずれも政治史、法制史に造詣の深い著名な研究者たちである。解説や註釈は、最新の研究を反映しながらも、簡にして要を得たものとなっており、一般読者は勿論、専門家にとっても十分参照に値する。

政治家、弁論家デモステネスを焦点とし、その歴史的背景を扱った研究も、2000 年代半ば以降、幾つか公刊されている。これより先、1990 年代初めに公刊された R. Sealey, *Demosthenes and His Time: A Study in Defeat*, New York, 1993 や P. Carlier, *Démosthène*, Paris, 1990 は、デモステネスとその時代について書かれた比較的新しい研究ではあるが(『弁論集』でも利用されている)、これらを補完するような研究が、今なお陸続と公刊されている(但し、E. M. Harris, *Aeschines and Athenian Politics*, Oxford, 1995 などは、『弁論集』第 2 巻(2010 年)では参考文献に挙げられているものの、第 1 巻(2006 年)には言及がない)。とりわけ重要なのは、先頃亡くなったギリシア法制史の大家 D. M. MacDowell の著書 *Demosthenes the Orator*, Oxford, 2009 であろう。デモステネスの人生を追うとともに、デモステネス、伝デモステネスの弁論作品の全てについて、概略的説明が加えられている。長年同分野に携わってきた著者の経験が随所に活かされている。個々の弁論の年代や真贋についても、著者なりの見解が提示されている。

政治家デモステネスに関しては、先頃、I. Worthington, *Demosthenes of Athens and the Fall of Classical Greece*, Oxford/New York, 2013 が出版された。こちらは、政治・外交的文脈からのアプローチであり、殊に政治演説などの読解には参考になる。巻末参考文献一覧も充実し、最新の研究動向を追うことができる。ドイツ語圏でも、デモステネスを焦点とした単著が、2000 年代に幾つか公刊された(G. A. Lehmann, *Demosthenes von Athen. Ein Leben für die Freiheit*, München, 2004; I. Samotta, *Demosthenes*, Tübingen, 2010; W. Will, *Demosthenes*, Darmstadt, 2013)。いずれも広い読者層を想定した、コンパクトな書物だが、なかでも Will 2013 は、ドイツ語圏の文献が充実しており、研究史を追う際にも参考になる。また書き下ろしではないが、当該期の政治外交史に種々の問題を提起し

² なお、同シリーズからは既に、断片を除く、ほとんどのアッティカ弁論の英訳が出版されている(アイスキネス(trans. Ch. Carey, 2000)、アンティポソ・アンドキデス(trans. M. Gagarin & D. MacDowell, 1998)、イサイオス(trans. M. Edwards, 2007)、イソクラテス第 1 巻(trans. D. C. Mirhady & Y. L. Too, 2000)、同第 2 巻(trans. T. L. Papillon, 2004)、デイナルコス・ヒュペレイデス・リュクルゴス(trans. I. Worthington, C. Cooper & E. M. Harris, 2001)、リュシアス(trans. S. C. Todd, 2000))。デモステネスの続巻も、D. MacDowell が第 27～38 弁論を、A. Scafuro が第 39～49 弁論を、V. Bers が第 50～59 弁論、I. Worthington が第 60、61 弁論及び導入部集、書簡を担当している。歴史学や法制史、修辞学などに関心を持つ訳者が多い。

てきた G. Cawkwell の既発表論考が、*Cyrene to Chaeronea: Selected Essays on Ancient Greek History*, Oxford, 2011 として一書にまとめられたことも付記しておきたい。

またデモステネスの公的弁論を扱い、とりわけ演説や修辞などの側面に注目した研究として、次の2点を挙げておきたい。P. Hunt, *War, Peace and Alliance in Demosthenes' Athens*, Cambridge, 2010 は、とくに外交問題に関する民会での説得の様子を論じており、政治演説などを解釈する際に参考になる。また、G. Martin, *Divine Talk: Religious Argumentation in Demosthenes*, Oxford, 2009 は、デモステネスの特に公的な演説を中心に、宗教に関わる議論がいかに利用されていたかを分析しており、興味深い。

個別の弁論に対する註釈書も幾つか公刊されている。例えば、第20弁論『レプティネスに対する抗弁』に対して、新しい註釈書 Ch. Kremmydas, *Commentary on Demosthenes Against Leptines*, Oxford/New York, 2012 が公刊された。同弁論には既に、J. E. Sandys による註釈書 *The Speech of Demosthenes against the Law of Leptines*, Cambridge, 1890 が存在するものの、19世紀末に公刊されたもので、至る所に時代遅れの解釈も見られた。Kremmydas の註釈書では、先述の Dilts による校訂がほぼそのまま採用され、英訳と詳細な註釈が施されている。但し、英訳は決して読み易くはなく、不正確なところも散見される。また註釈では、修辞と法制度にとりわけ注意が向けられている。

第4弁論『ピリッポス弾劾、第1演説』に関しては、C. Wooten, *A Commentary on Demosthenes' Philippic I, with Rhetorical Analyses of Phillipics II and III*, Oxford, 2008 が利用できる。本書は、主として学習に利用することを念頭に置いた簡易な註釈書であり、文法解説が多い。著者の主たる研究対象である修辞に注意が向けられている点も、本書の特色の一つである。反面、歴史学的事項について、最新の情報は期待できない。

政治演説関連では、第1~4弁論と、比較的注目されることの少なかった第14~16弁論について、主に政治的な解説を加えた、Ch. Karvounis, *Demosthenes: Studien zu den Demegorien orr. XIV, XVI, XV, IV, I, II, III*, Tübingen, 2002 が公刊されている。また、同じ年に、第10弁論『ピリッポス弾劾、第4演説』に対する詳細な註釈書、I. Hajdú, *Kommentar zur 4. Philippischen Rede des Demosthenes*, Berlin, 2002 も出版されている。残念なことに、いずれも『弁論集』には言及はない。同じく言及がなかった註釈書として、第17弁論『アレクサンドロスとの盟約について』には、少し古くなるが、E. Culasso Gastaldi, *Sul trattato con Alessandro*, Padova, 1984 もある。

また、法廷弁論に頻繁に挿入される証拠文書には、常に真贋問題がつきまとう。M. Canevaro, *The Documents in the Attic Orators*, Oxford, 2013 は、デモステネス第18、21、23、24、59弁論を対象に、法や決議などといった挿入文書を包括的に分析したもので、いずれの文書にも厳しい批判の目を向けている（但し、第21弁論のみ E. M. Harris が担当している）。

さらに、デモステネスの弁論自体ではないが、関連するものとして、いわゆる「アルキメデス・パリンプセスト」の解読が進展した結果、弁論家ヒュペレイデスの2つの新断片が公表され、すでに関連研究が発表され始めている。新断片のうち、ヒュペレイデス自身の弁明演説『ディオンドラスに対して』については、2008年にテキスト、英訳、註釈を掲載した、Ch. Carey et al., *Fragments of Hyperides' "Against Diondas" from the*

Archimedes Palimpsest, *Zeitschrift für Papyrologie und Epigraphik* 165 (2008): 1-19 が発表された。さらに 2015 年には、パリンプセスト解析の中心を担った L. Horváth により 2 つの新断片に関するテキスト、独訳、詳細な註釈を含む、*Der Neue Hypereides: Textedition, Studien und Erläuterungen (Texte und Kommentare: Eine altertumswissenschaftliche Reihe)*, Berlin/New York, 2015 が公刊された。後者においても中核となっているのは、『ディオンドラスに対して』である。同弁論家がデモステネス顕彰決議案を提議した際、ディオンドラスなる人物が違法提案に対する公訴を提起した結果、行われた裁判である（第 18 弁論 222 節にも言及されている）。前 330 年代の政治状況を垣間見させ、デモステネスの弁論を理解する上でも、重要な史料となる。

古註や受容史も重要な問題であり、この点に関しても近年多くの研究が公表されている。ここでは、とりわけ古代におけるデモステネス研究に関わるもの、2 点のみを紹介する。C. A. Gibson, *Interpreting a Classics: Demosthenes and His Ancient Commentators*, Berkeley, 2002 は、ディデュモスをはじめとする、前 1 世紀から後 5 世紀までのデモステネス研究者たちについて分析したものであり、関係するテキストの訳註も収められている。ディデュモスの『デモステネス論』については、新しいテキスト及び訳註である Ph. Harding, *Didymos: On Demosthenes*, Oxford, 2006 が出版された。

最後に、『弁論集』にもしばしば言及のある、関連の基本史料集についても言及しておきたい。ギリシア碑文集第 2 巻 *Inscriptiones Graecae, II* は、『弁論集』では第 2 版が採用されているが、現在は既に第 3 版が出版され始めている。またこれより先に、簡便な訳と解説が付された碑文選、P. J. Rhodes & R. Osborne, *Greek Historical Inscriptions, 404-323 BC*, Oxford, 2003 が刊行されている（ただし、『弁論集』における碑文史料への言及はごく限定的である。碑文研究の進展状況に照らせば、残念なことである）³。また、フィロコロス、テオポンポスといった、いわゆるギリシア歴史家断片史料についても、F. Jacoby による *Die Fragmente der griechischen Historiker* の新版及び続編が、*Jacoby Online* としてウェブ上で有料公開されている。新版ではテキストの見直しも行なわれており、最新の研究が反映されている。

2. 構成等に関して

『弁論集』は、それぞれ弁論本文の和訳が掲載され、続いて古代に作成された「概説」（梗概、ヒュポテシス）の和訳が付されている。これには、各弁論の全体像を簡単に把握できるという利点があるものの、さまざまな誤解、誤謬を含んでいることが、現代の研究者によって明らかにされている。一般読者のことを考えれば、冒頭に付さなかったのは正しい選択だったように思われる。

これに代わり、各弁論の冒頭には目次が付されている。しかし、一般読者を念頭に置かなければ、弁論の筋をある程度追えるよう、簡単な背景、概略を記すという選択肢も考えられたかもしれない。先述のテキサス大学出版による弁論英訳シリーズや同じ西洋古典叢書の『リュシアス弁論集』などは、このスタイルを採用している。言うまでもな

³ なお、アッティカ碑文に関しては、S. Lambert が編集しているウェブサイト *Attic Inscriptions Online* において相当数が英訳されており、こうしたものも初学者には助けとなるであろう。

く、古典期アテナイの弁論は、制度や背景などをある程度了解している聴衆に向け、彼らを説得するために（ときに誤解させることも厭わず）制作された。それ故、知識を共有していない現代日本の一般読者にとっては、ときに筋を追うことすら容易ではない。準備運動となる適度な導入文があれば、一般読者が本文を読む際、理解の助けとなったに相違ない。

巻末には作品解説が添えられているが、これにその役目を期待することは、些か難しいようである。確かに簡潔で要点を押さえた解説もあり、それらについては、一般読者を弁論作品に飛び込ませるための呼び水として評価もできよう（但し、その役目を期待するならば、作品冒頭に置く方が良かったようにも思われる）。だが、努力の成果が滲み出た力作と見受けられるものも少なくない。無論、その努力自体は評価に値しようが、細部に入り込むこともしばしばで、文脈から外れ、ときに蛇足のごとき話題に移ることもあって、予備知識を欠く者にはとても平易とは言い難いように感じられた。

また、歴史に関心がある者にとって、参考文献がごく僅かに制限されているところは、幾分か不満に思わざるを得なかった。哲学などを専門とする訳者陣と評者とでは、関心の有り様が異なるということもあろう。出版社の意向が働いているのかもしれない。とはいえ、何かしらの探究心、研究上の関心を抱いて『弁論集』を繙く者は少なくないに相違ない。それを考えると、もう少し参考文献を明示するように配慮がなされてもよかったのではあるまいか。たとえば、『弁論集』第2巻446頁（作品解説『使節職務不履行について』）には、「(前346年の、第1次対マケドニア使節団派遣決議までに生じた) 戦争から平和へのアテナイの対ピリッポス政策の変更を唐突と見る研究者の多くは、ギリシア諸国の冷ややかな反応にその直接的原因を見る。他方で長引く神聖戦争を何とか持ちこたえていた同盟国ボキスの政変が、アテナイに和平への転換を迫ったと見る解釈もある」と、2つの異なる見解が提示されている（括弧内引用者）。ところが、この文に付されている註3には、各々の説を支持する研究者、あるいは議論を整理している文献などへの言及は一切ない。少なくとも、先行研究において論争が交わされているような問題については、参考文献の指示があっても良かったのかもしれない。

本文並びに概説に対しては、見開き頁の左側に註が付されている。章末註や巻末註のように、頁を行き来する煩わしさがなく、快適に読み進めることができる（縦書きであるため、脚註よりも紙面が合理的に利用できるのも、利点として挙げられよう）。また、長い説明を要する事項、くり返し言及される語句については、補註として、和訳の後にまとめて整理されているのも合理的である。但し、頻出語句であるにも拘らず補註に回されず、出現箇所毎に同じ解説（あるいは微妙に異なる解説）が繰り返されることもあり、些か気になった。無論、『弁論集』を通読せず、関心のある作品だけを読む読者も少なくあるまい。そうした状況を想定すれば、同じ専門用語に対して出現箇所ごとに註を付すということ自体は、些かも非難されるべきではない。とは言え、「概説」の作者リバニオスや「告発屋（シューコパンテース）」などの頻出用語に関しては、補註などを利用し、より効率的に整理することができたのではないかと思われた。同様に、例えば、第3巻第20弁論では、専門用語「弁護人」が何度か出現するが、この語に対して、3度（1, 136, 146節）註が付され、初出ではない2カ所で詳しい解説が行われて

おり、これなども補註を利用して整理することができたのではないと思われる。

最後に、巻末に付されている詳細な索引は、地名、人名、事項に分かれ、必要に応じてギリシア語原語も付記されており、大変便利である。

3. 訳語の問題

『弁論集』が主に専門研究者以外の読者を想定しているとすれば、一つ、懸念を覚えるところがあった。訳語の統一性に関する問題である。これには2つの側面がある。一つは西洋古典叢書、あるいは『デモステネス弁論集』内部での統一性の問題であり、もう一つは、他の文献との統一性の問題である。前者については、幸いなことに、訳者間で入念な打ち合わせが行なわれたと見え、基本的には訳語の統一に配慮しているように感じられた。不統一のものも散見されたが、これらについては、可能であれば、あるいは訳し分けに特別の意味がないのであれば、第2版以降で修正されることを期待する（例えば、「コレーゴス *χορηγός*」は、多くの弁論で「合唱舞踏隊奉仕役」と訳されているが、第18弁論などでは「上演世話人」とされている）。

後者の問題に関しては、かつて提案された訳語が不正確、あるいは現代の読者に分かり難いため、新たな訳語を提案せざるを得ないという状況もあろう⁴。とは言え、今日まで数多くの歴史研究が邦語で発表されており、そこで比較的広く利用されてきた訳語とは異なる語が採用されれば、多少なりとも混乱が生じるのではあるまいか。とりわけギリシア語原文に触れることのない読者には、無用の混乱、誤解を招かないとも限らない。こうした問題に対し、巻頭の凡例では、できるだけ定着した訳語を用いると明記されているが、少なくとも評者には、必ずしもそうとは言えない例が散見された。

代表的な例が「政務審議会」である。『弁論集』では「ブーレーβουλή（民会で扱われる議題の先議、弾劾裁判の受付、三段櫂船建艦等の監督など、アテナイの国政に広く関わる会議）」の訳語として採用されているが、従来、歴史学関連の文献では広く「評議会」の訳語が充てられてきた。同様に、歴史学ではしばしば「当番評議員」と訳されている「プリュタネイス *πρυτάνεις*」も「政務審議会執行部」と訳され、「アレイオスパゴス評議会」も「アレイオスパゴス審議会」と訳されている。また同様の例として、「法令」も挙げられよう。これは「プセーピスマ *ψηφισμα*（民会で採決される決定）」の訳語として採用されているが、歴史学では「決議」という訳語が比較的定着している。

また、定訳がある訳ではないが、訳語として不安を覚えるものもあった。例えば、「エピトロポス *ἐπίτροπος*」の訳語として「管財人」の語が充てられている。「後見人」と訳されることも多く、『弁論集』でもこちらが採用されている場合もある（例えば、

⁴ 例えば、「ディカステース *δικαστής*」に対しては、「陪審員」という訳語が一般に流布しているが、「陪」が副次的であることを示唆することから、「裁判員」の訳語を提唱する場合もある（納富信留『プラトン ソクラテスの弁明』光文社古典新訳文庫、2012年）。伝アリストテレス『アテナイ人の国制』の新訳（橋場弦訳）も、これに倣っている。また同訳では「エペーボーイ *ἐφηβοί*」に対して「見習い兵」、「アティーミア *ἀτιμία*」には「公民権停止」といった新たな訳語が充てられている。岩波文庫版（村川堅太郎訳）ではそれぞれ、「壮丁」「市民権喪失」が充てられているが、前者は、おそらく明治憲法下での制度を念頭に置いたもので、現代の一般読者には馴染みがないかもしれない。後者に用いられている「市民権 *citizenship*」の語は、国籍と混同される危惧もある。

第1巻439頁)。確かに孤児(父親を失った未成年。母親の生死は問わない)の財産を管理・運用する人物を指すが、例えば、故人の遺言により、孤児の母親や妹と結婚するなど、しばしば財産管理以上の行動が期待されており、「後見」の方が相応しいように思われた。

「代言者」も同様である。「シュネーゴロス *συνήγορος*」の訳語であり、提訴した本人、訴えられた当事者とともに、法廷で演説をする人間を指す。時間配分や役割分担は異なるが、訴訟当事者も法廷で自ら演説を行なう以上、「共同弁論人」といったくらいの方が誤解を与え難かったように思われる。

「訴状提出」にも不安を覚えた。公民権停止中の人間が権利を行使している際に、所定の役人に通告し、告発する手続き「エンデイクシス *ἐνδειξις*」の訳語である。現代日本に適当な法律用語が見当たらず、訳出は困難を極める。しかし「訴状提出」と訳してしまうと、訴訟手続きの一段階として、訴状を提出する行為のみを指しているようにも聞こえる。さらに、『弁論集』第1～4巻には未登場のようだが、エピクレオロス(家付き娘)のエピディカシアー手続きなどに際して行なわれる、訴状提出(レークシス *λήξις*)との区別も難しくなるだろう。

また、提起された訴訟が棄却相当だと主張し、原告に対して提訴し返す手続き「パラグラペー *παραγραφή*」に対しては、「異議申立て」の訳語が充てられている(第21弁論84節)。評者は「反訴」の語を充てているが、それはともかくとしても、「異議申立て」とする場合には、日常的表現を含めたその他の表現と、些か判別しにくいように思われた⁵。

以上、代表的なものを幾つか列挙したが、これらについては、ウェブ上で「用語集」の如きを公開するなど、『弁論集』あるいは古典叢書全体の活用を支援する策を考えるべきかもしれない。

また、訳語の選択においては、専門用語とその他の日常語との差異についても考慮しなければなるまい。両者の境界が不明瞭なこともあるとはいえ、法制度関連の術語は、日本語で表現する場合、日常的表現、その他の術語と明確に区別した方が分かり易いように思われる。

たとえば、種々の訴訟手続きのうち、「エイサンゲリアー *εἰσαγγελία*」に関しては、橋場弦『アテナイ公職者弾劾制度の研究』東京大学出版会、1993年で用いられた訳語「弾劾」もしくは「弾劾裁判」がおおよそ定着しており、『弁論集』もこれに倣っている。ところが、この「弾劾」の語が種々の語に利用されているのには、些か違和感を覚えた。全く異なる裁判手続き「パシス *πάσις*」に対して「弾劾」の訳が用いられることもある(第25弁論78節)。また、政治演説やエイサンゲリアー以外の手続きで告発、告訴している演説に対しても、『ピリッポス弾劾』『メイディアス弾劾』といった題名が付されている。さらに作品解説などでは、告発や非難の意味で、弾劾という言葉が多用されている。無論、本文や註を注意深く読めば誤解はないのかも知れない。しかし、特

⁵ 但し、当該箇所而言及される手続きが、本文中に記した種類のものなのか、同名の異なる手続きなのか、明確ではない。この点に関しては、D. M. MacDowell, *Demosthenes Against Meidias*, Oxford, 1990: 306-308を参照。

定の訴訟形態を指す司法専門用語として利用している訳語を、全く関連のない別な文脈で用いるのは、専門家ではない、あるいはギリシア語を読まない読者にとって不親切であるように感じられた。

「侮辱」も気になった語の一つである。「ヒュブリス ἕβρις」の訳語である。『弁論集』では、「傲慢」などの訳語も充てられている。これは、次に挙げるシューコパンテースなどととも、現代の日本語では容易に表現できないものであり、訳者の苦勞が推察される。しかし、とりわけ法廷弁論では、罪状を示す専門用語として用いられることが多く、そうした場合には、可能な限り、犯罪構成要件であることが分かるような工夫をしても良かったのかもしれない。

「シューコパンテース συκοφάντης」の訳語「告発屋」も同様である。シューコパンテースと呼ばれる人間が行なうような行為を「シューコパンティアー-συκοφαντία」と言うが、これも犯罪行為の一つである。多くの場合、シューコパンティアーには「告発屋をやる」「告発屋まがいの行為」「嫌がらせの訴訟」あるいは「ゆすり」などといった訳語が充てられ、法に定められた犯罪行為なのか否か、あるいは同一の言葉を指すのか否かが、やや判り難い。また、第19弁論222節では、「では何ゆえ私は君を告発しているのか κατηγορώ? ゼウスの名にかけて告発屋をやっている συκοφαντῶ、か?」と訳されていて（引用文の後半は、弁者が、訴訟相手の発言を予想している箇所）、通常の告発との判別もし難いようにも感じられた。シューコパンティアーに「誣告」の訳を充て、専門用語であることを明確にしている例もあるが、この場合、行為主体を「告発屋」とすると、一見したところでは両者の関係が判り難い。評者自身は、「濫訴者」「濫訴（行為）」といった訳語を利用しているが、その是非はともかく、法律の専門用語になっている、罪状名であることがわかるような訳語を充てる方が、より良かったように思われた。

4. 訳文、註、解説について

翻訳そのものは、日本語としてひどく理解し難いということは、さほど多くない。ギリシア語原文の構造に必ずしも拘泥せず、一般の読者のため、読み易さに配慮したのであろう。この点は評価されるべきと思われる。ただし、政治演説の幾つかは常体と敬体が混在している。理解にさして支障はないが、訳者の意図を計りかねた。また、瞥見した限り、単純な誤記、誤訳、もしくは不正確な訳も散見された（明らかなものを、ごく一部例示するに留める。第1巻574頁、参考文献中の「Diodorus Siclus」「村川健太郎」「藤縄健三」は「Diodorus Siculus」「村川堅太郎」「藤縄謙三」の誤記。第20弁論29節「ハルモディオス」は「ハルモディオス」の誤記。第20弁論43節は「不当な扱いを受ける」と訳されているが、「不当な扱いを受けるに値しない」の誤り。第21弁論105節は「ただ単に釘で打ち付けられるだけでは済まないに違いない」と訳されているが、「磔刑にだけは処されない＝磔刑以外如何なる処分も受ける」あるいは「ほとんど磔刑にも処されんばかりである」といった意味になる。205節は、「ある個性的な敵意から」「嫌われ者扱いされる」と訳されているが、「個人的な敵対関係から」「人を攻撃的にする」と訳するのが妥当だろう）。言うまでもなく、翻訳には誤訳がつきものであり、古典

として長く支持される為にも、今後の改訂を通じて修正されることを期待している。現在、第2巻及び第4巻の第23、24弁論（いずれも木曾明子訳）については、京都大学出版会のウェブサイト上（当該の巻を紹介するページ）で、正誤表が公開されており、誠実な対応が進められている（正誤表ですでに指摘されている誤記については、そちらを参照されたい）。

その他、単純な誤記、誤訳以外に、法制度や社会慣行などに照らしてみた場合、訳として些か疑問を抱いた箇所、註が欲しいと思われたところもあった。幾つかランダムに見てみることにしたい。

第1巻に収録されている第3弁論『オリュントス情勢（第3演説）』5節、第4演説『ピリッポス弾劾（第1演説）』43節には、「兵員が乗っていない10隻の船」「[兵士の乗り込んでいない]空の三段櫂船」という表現が見える。「兵員が乗っていない」「空の」に対応する原語は *κενός* であるが、「兵（戦闘要員）が乗船していない」というよりも、漕ぎ手などの乗組員をポリスが手配しない、すなわち船長などが自己調達することを意味するとされている⁶。

同じく第1巻、第5弁論『講和について』8節に、「(ネオプトレモスは)当地に所有していた不動産をそっくり現金に換えて、ピリッポスのもとへと持ち逃げしたという次第なのだ」という一節が見える（括弧内引用者）。ここで「不動産」と訳されている語句「ウーシアー・パネラー *οὐσία φανερά*」は、直訳すれば「明らかな財産」となり、厳密には不動産に限定されないが、土地など、所有していることが明らかである財産を指す。対義語「ウーシアー・アパネース *οὐσία ἀφανής*（不明瞭な財産）」は、所有しているかどうか、他人には見え難い財産形態を指す。銀貨（現金）や預金などはしばしば「不明瞭な財産」に数えられる⁷。ウーシアー・パネラーを「不動産」と訳しても、誤訳とは言えないが、せめて註があれば良かったように思われる。

第2巻、第19弁論4節などでは「贈収賄」という言葉が用いられている。当該箇所は、使節の任務が「アドロードケートース *ἀδωροδοκίτης*」の状態で行われたか否かを問う文脈である。これは「贈収賄」ではなく、「ドーロドキアー *δωροδοκία*」すなわち「収賄」のない状態と考えて差し支えなからう。当時の観念から考えて、相手国を買収する行為、すなわち贈賄がさほど問題視されていたとも考え難い⁸。また、巻末索引の「賄賂」「贈収賄」「買収」の項目に、原語として「ドーラ *δώρα*」のみが記されているのも誤解を招くだろう。

第3巻に収録されている第21弁論『メイディアス弾劾』3節に、「ある人が訴訟を提起したのを受け、告発するために私は、見ての通り、ここに来ました」という一文がある。「訴訟を提起した」と訳されているのは、ギリシア語原文では *εἰσάγει* であるが、ここでは、担当公職者が受理した案件を法廷にもたらず（回付する）ことを意味してい

⁶ V. Gabrielsen, *Financing the Athenian Fleet: Public Taxation and Social Relations*, Baltimore/London, 1994: 108.

⁷ V. Gabrielsen, Phanera and Aphanes Ousia in Classical Athens, *Classica et Mediaevalia* 36 (1986): 99-114.

⁸ 贈収賄に関しては、さしあたり拙著『民主政アテナイの賄賂言説』山川出版社、2008年を参照。同書第1章4節において公職者顕彰に現れる *ἀδωροδοκίτης* に関して分析を加えている。

る。しかし「訴訟を提起」するという日本語は、一般に、受理した人間よりも、告発人や原告の行為に用いられるように思われ、そうだとするならば、この訳語は、公職者の役割に関して、一般読者の誤解を招く虞があるようにも思われる⁹。

また同 9 節には、「アルコーン [執政官] が用意した審議事項について、幹事役（プロエドロイ）が審議した後」という訳文が見られる。ここで「審議した」と訳されているのは *χρηματίσωσιν* であり、民会などが案件を「取り扱う」、あるいは議案として「取り上げる」ことを意味する。取り上げられた案件を「審議」するのは評議会及び民会の出席者であり、幹事役の役目に「審議」の語を充てるのは不適當であろう。同 113 節は、「本人と子どもは市民権剥奪、財産は没収処分とする」と訳されているが、原文は *ἄτιμος ἔστω καὶ παῖδες καὶ τὰ ἐκείνου* であり、少なくとも、「財産没収」とは記されていない。当該箇所は、古い法規程の一部で、本人に加え、子供たち、そして財産も含め、法の保護から外されることを意味すると考えられている。原文に同じギリシア語が用いられている第 23 弁論 62 節（第 4 巻）は、「その者とその子供および財産は市民権を剥奪される」と訳されており、こちらは財産に「市民権」があるように読めてしまう¹⁰。

第 3 巻、第 22 弁論には 21 節をはじめ、「買色行為」という用語が用いられている。公開された正誤表では、「売（買）色行為」と修正されているが、対価を受け取って性行為を行うこと、すなわち「売色行為」とするのがより正確であろう。

第 4 巻第 25 弁論『アリストゲイトン弾劾』3 節は「こう考えてみて下さい。[毎日、国中の] 全ての法廷に人々が集まってきます。陪審員は、(中略) 理解しようとしませぬ。他方、当事者双方は、(中略) 証明しようとしませぬ (円括弧内引用者)」と訳されている。「国中の全ての法廷」という表現は、アッティカ半島内各所に法廷があるように聞こえるかもしれない。実際のところ、法廷は基本的にアゴラ周辺に集中している。原文の意図するところは、およそ以下のようなものであろう。「いかなる法廷であれ、陪審員の方は (中略) 知るために、当事者の方は双方、(中略) 示すためにやって来るものなのです。」

同 80 節に「この召使いの女が、そのとき女呪術師を告発したのであり」という一節が見える。訳文を素直に受け取れば、女性に告発する権利が認められているかのように感じられる。「告発した」に相当する原語は *ἐμήνωσεν* であるが、これは訴訟を提起する一般的な行為ではなく、重大事件が発生した際など、当局（評議会など）に対して情報提供を行うことを意味する。女性や奴隷なども情報提供することが可能であった¹¹。また同じ語は第 26 弁論 22 節にも現れるが、そちらでは「(犯罪者を) 暴く」と訳されていて、如何なる手続きを意図しているのか、判然としない。

同じく、註や作品解説などにおいても、歴史学研究に携わる立場から物足りなさを感じ

⁹ 但し、伝アリストテレス『アテナイ人の国制』の新訳（橋場弦訳）などでも、公職者が原告から受理した訴訟を法廷にもたらす行為が、「訴訟提起」と訳されている（52 章 2 節など）。

¹⁰ この点は、柏達己氏に指摘していただいた。なお、財産没収を命ずる場合、たとえば第 20 弁論 156 節に、*ἡ οὐσία δημοσία ἔστω* という表現が用いられている。なお、「市民権剥奪」という訳語については、上註 4 も参照。

¹¹ 情報提供に関しては、例えば、桜井万里子『ソクラテスの隣人たち』山川出版社、1997 年、第 2 章の分析などが参考になる。

ずるところ、あるいは近年比較的広く流布していると思われる解釈から距離が感じられるところもあった。こちらでも幾例か取り上げて、瞥見してみたい。

第1巻、第14弁論『シュンモリアーについて』16節に付された註2(345頁)に、「女子相続人(エピクレーロイ)、および孤児(オルパノイ)は、たとえ支払い能力があったとしても、当時のアテナイでは市民として認められていなかった」という一文が見えるが、これはいくらか誤解を受けるように感じられた。前者は女性であり、男性とは異なるが、一応、女性市民(アステー)であったと言えようし、後者は未成年であって、成人すれば市民の一員となる。当該箇所は、ひとまず、亡くなった父親の財産が十分にあって、エピクレーロイや孤児は、それぞれ女性であり、未成年であるため、三段櫂船奉仕は負担できないというように理解できる。さらに16節本文(ならびに補註I)では、これらに続いて「入植者」「財産共有者」と列挙されているが、原文は、*τῶν κληρουχικῶν καὶ τῶν κοινωρικῶν* で、おそらく「植民者の財産(クレルーキカ)および共有されている財産(コイノーニカ)」という解釈が一般に支持されており、特に後者に関しては、区やプラートリアー、祭祀団体などの共有財産を指すとされている¹²。

第1巻に収録されている「作品解説『オリュントス情勢』『ピリッポス弾劾』を中心に」に関しては、参照されている基本文献の多くが比較的古いもので、最新の研究が反映されているとは言い難い記述も見受けられた。弁論の要約や重大事件の推移について、大きく誤っているという印象は受けなかったものの、少なくとも歴史研究に関心がある者にはいくらか違和感を覚えるところもあろう。例えば、「200年の歴史を持つアテナイの民主制も姿を消すことになる。そして世界史は再び専制君主制の大帝国の時代に逆戻りして、いわゆるヘレニズムと呼ばれる新しい時代へと歴史は移るのである」といった記述などは(432-433頁)、アテナイ中心史観が批判され、古典期とヘレニズム期のポリス世界の連続性が再三指摘されているなかで、おそらく現代の歴史研究者には、留保無しには受入れ難いものと感じられるだろう。

あるいは、同じ解説の中で、第10演説『ピリッポス弾劾、第4演説』に関しては、近・現代の研究者たちの多くが、その真正性を否定してきたとされている(504頁)。この表現自体は間違いではない。しかし、『弁論集』では言及されていないものの、先述した Hajdú 2002 は、この第10弁論がデモステネスの真作であることを主張している。さらに Hajdú は、当該の弁論が実際の民会で演説されていた可能性を議論しており、『弁論集』の作品解説に提示されているものとは異なる提案をしている。その後、MacDowell 2009 や Trevett 2011 などが、真作説を基本的に支持していることに鑑みても、同註釈書への言及がなかったことは残念に思われる。

政治演説の公開に関して、解説では、デモステネス自身による公開意図が推論されているが(523-524頁)、すでに J. C. Trevett, *Did Demosthenes Publish His Deliberative Speeches?*, *Hermes* 124 (1996): 425-441 などは、デモステネス死後に公開された可能性を論じている。賛否はともかくとして、やはり言及があっても良かったように思われた。

第13弁論『制度について』もまた、作品解説において真正性を否定されているが、

¹² エピクレーロイ、孤児については、本書評に記した解釈にも問題がある。詳しくは、Gabrielsen 1994 (n. 6): 87-88. また、共有財産については、*Ibid.* 88-89.

これも近年、デモステネス真筆説がある程度の支持を得ているようである。J. C. Trevett, *Demosthenes' Speech On Organization* (Dem. XIII), *Greek, Roman and Byzantine Studies* 35 (1994): 179-193 が既に旧来の偽作説に反論を展開しており、MacDowell 2009 もこれを支持している。

第 3 巻に収録されている第 20 弁論『レプティネスへの抗弁』の作品解説に関しては、近年歴史学者の間で了解されている見解とは異なる解釈が見受けられる。解説では、リバニオスの概説（ヒュポテシス）にしたがって、第 1 演説者ポルミオンがアプセピオンの代言人（シュネーゴロス）、第 2 演説者デモステネスがクテシッポスの代言人とされている。しかし、144-145 節から明らかなように、当該弁論で扱われている公訴の提起者は、あくまでアプセピオンである。また、未成年のクテシッポスが本件に直接関わった形跡は認められない。従って、制度的には、ポルミオンとデモステネスは、告発者アプセピオンの共同弁論人（シュネーゴロス）と理解されるべきであり、弁論も、告発者本人に続いて、ポルミオン、デモステネスの順に行なわれたものと考えられる。

第 3 巻、第 21 弁論『メイディアス弾劾』作品解説は、おそらく註釈書 D. M. MacDowell, *Demosthenes Against Meidias*, Oxford, 1990 に依拠するところが大きいと思われるが、第 1 節で言及した Harris 1995 などが様々に批判を投げかけていることも、註記すべきであったように思われる。例えば、エウボイア遠征に対するデモステネスの姿勢などは、『弁論集』の解説とは大分異なる（410-411 頁）。何れの説を支持するかは別として、研究者間で見解の相違が大きい問題に言及がなかったのは些か残念であった。また作品解説では、挿入されている法文について、例外を除き、概ね真正と評しているが、この点については、上述の如く、Canevaro 2013 が詳細に論じ、ヒュプリス関連法（47 節）についても真正性を否定している。何れの論が正しいかは即答しかねるが、興味深い新研究であり、今後、同書を参照せずに法文の真偽を論ずることはできない（無論、同書は『弁論集』第 3 巻公刊後に発表された研究であり、弁論集で同書に言及がないのは致し方ないことである）。

同じく第 3 巻第 22 弁論『アンドロティオン弾劾』作品解説では、アンドロティオンの違法提案に対する公訴において、原告側敗訴がほぼ確定的とされている（但し、小見出しには疑問符が付されている）。確かに被告人アンドロティオンは本訴訟の後も政治家として活躍しているが、このことは、彼が先の裁判で無罪であったことを必ずしも意味しない。無罪の可能性も十分に認められるが、有罪であれ、さほど重い罰を課されなかったとすれば、その後の公的な活動が妨げられることはない。従って当該の訴訟結果を確定することはできない。

第 4 巻第 23 弁論『アリストクラテス弾劾』の作品解説は、よく勉強され、伝統的見解が判り易く整理されている。欲を言えば、傭兵問題にせよ、政治・軍事の専門分化の問題にせよ、通説への反論があることに言及があっても良かったかもしれない。例えば、賛否はともかく、前者については、市民兵が十分機能していたことを論ずる、L. A. Burckhardt, *Bürger und Soldaten: Aspekte der politischen und militärischen Rolle athenischer Bürger im Kriegswesen des 4. Jahrhunderts v. Chr.*, Stuttgart, 1996 などが、後者については、軍事指導者の政治関与を唱える、D. Hamel, *Athenian Generals: Military Authority in*

the Classical Period, Leiden, 1998などを挙げるのができただろう。

第4巻第25弁論『アリストゲイトン弾劾、第1演説』及び第26弁論『同、第2弁論』の作品解説では、「告発屋（シューコパンテース）」について解説が加えられている。金銭的利益を狙い、濫りに訴訟を提起する（あるいは提起しようとする）輩はいたとしても、「いわば職業としていた」（367頁）という表現には違和感を感じず。同様の表現は、他の弁論でも、註などで随所に見られる。シューコパンテース、シューコパンティアーという表現が、中傷表現として様々に用いられることを踏まえるべきであったように思われる。関連して、宮崎亮「古典期アテナイのシュコファンテス：アテナイにおける民衆訴追」『史學雑誌』102編4号（1993年）1-37頁などに言及があっても良かった。

また、真贋問題について、「現代の研究者に関しては（中略）『第1演説』、『第2演説』共に偽作とする研究者がほとんどである」（376頁）としているが、少なくとも『第1演説』に関しては、これまでに M. H. Hansen や L. Rubinstein らによって真作説が強く主張されており¹³、MacDowell 2009などもこれを受入れている。研究者によって見解が大きく分かれる作品と言えよう。

各巻巻末には地図が付されており便利だが、このうち一図、アテナイのアゴラ（前4世紀）には、「20、ヘーリアイアー（大法廷）」と説明が付されている。しかし、この遺構は現在、「アイアケイオン（穀物倉庫）」に比定するのが一般的となっている。前4世紀のアテナイで施行された、穀物輸入に関連する法碑文が公刊され（R. Stroud, *The Athenian Grain-Tax Law of 374/373 B.C.*, Princeton, 1998）、当該碑文に言及される穀物倉庫がこの遺構に相当するのではないか、という見解が広く支持されている。

以上、翻訳及び註釈に対する書評という性質上、一部の例示に留まるとは言え、批判めいた記述、無い物ねだりの指摘を羅列せざるを得なかった。しかし冒頭にも記したように、古代ギリシア史の重要史料に、日本語で触れることが可能な環境を提供してくれたことは、高く評価されるべきであるし、殆どが本邦初訳であることに鑑みれば、訳文、註釈も（弁論毎に差はあるものの）一定度の信頼が置けるものであることは、改めて明言しておきたい。そうであればこそ、これらをよりよく利用できる環境を整備することが、我々のこれからの仕事なのかもしれない。

¹³ E.g. M. H. Hansen, *Apagoge, Endeixis and Ephegesis against Kakourgoi, Atimoi and Pheugontes*, Odense, 1976: 144-152; L. Rubinstein, *Litigation and Cooperation*, Stuttgart, 2000: 30-32.